

## 令和2年度（2020年度）第8回教育委員会（9月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）9月1日（火）  
午前9時30分から午前10時45分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一  
委員 木之内 均  
委員 吉井 恵璃子  
委員 櫻井 一郎  
委員 吉田 道雄  
委員 田浦 かおり
- 4 議事等
  - (1) 議案  
議案第1号 熊本県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第2号 県立高等学校における令和3年度（2021年度）使用教科用  
図書の採択について  
議案第3号 県立特別支援学校高等部における令和3年度（2021年度）  
使用教科用図書の採択について  
議案第4号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について  
議案第5号 令和2年度熊本県近代文化功労者の決定について
  - (2) 報告  
報告（1） 県内各採択地区における令和3年度（2021年度）使用小学  
校及び中学校教科書の採択状況について  
報告（2） 新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果につ  
いて
- 5 会議の概要
  - (1) 開会（9：30）  
教育長が開会を宣言した。
  - (2) 議事録署名委員の選出  
教育長が木之内委員を指名し、了承された。
  - (3) 会議の公開・非公開の決定  
教育長の発議により、議案第4号から議案第5号は人事案件のため非公開と  
した。
  - (4) 議事日程の決定  
教育長の発議により議案第1号から議案第3号、報告（1）、報告（2）  
を公開で審議し、非公開で議案第4号から議案第5号を審議した。
  - (5) 議事  
○議案第1号 「熊本県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて」

### 教育政策課長

教育政策課です。議案第1号について御説明します。お手元の資料の1ページ

を御覧ください。提案理由は、災害等の非常事態により熊本県教育委員会定例会を開催できない場合に対応できるようにするため、関係規定を見直すものです。

資料4ページの新旧対照表を御覧ください。こちらを使って御説明します。今回の改正ですが、会議規則第4条の定例会の開催について、例外規定を設けるものです。現会議規則第4条（定例会）では、定例会は、必ず月に1回開催する内容になっているため、大規模災害や新型コロナウイルス感染症拡大等を踏まえた会議の中止の規定がありません。そのため、現規則を整理し、第4条に「ただし、災害その他やむを得ない事由により定例会を開催することができない場合は、この限りでない。」とただし書きを加える改正を行い、その他文言の整理を行うこととします。

本規則の施行日は、公布の日です。

御審議をよろしく申し上げます。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 吉田委員

今日の状況ですと会議をオンラインで開催することも考えられますが、それに関する条件等を既定とは別に整理されるのでしょうか。

#### 教育政策課長

教育政策課です。新型コロナウイルス感染症対応ということで3密を回避する、また移動でのリスクを考えて今後オンライン会議の開催についても整理をしていきたいと思っています。規定についてはこの会議規則の中で対応できると考えていますので、今後その整理も併せてしていきたいと思います。

#### 教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 「県立高等学校における令和3年度（2021年度）使用教科用図書の採択について」

#### 高校教育課長

高校教育課です。議案第2号「県立高等学校における令和3年度（2021年度）使用教科用図書の採択について」御説明します。

表紙の裏面を御覧ください。同じものを画面にも出力しています。はじめに、県立高校の教科書採択の流れについて御説明します。文部科学省からの教科書の採択に関する通知と県教育委員会からの教科書採択の基本方針及び選定基準等に基づき、各高校は、県内13会場で実施した教科書展示会において教科書を閲覧し、委員の皆様のお手元にあります教科書目録の中から教科書の選定を行うこととなります。基本方針は資料1ページ、選定基準等は資料3ページから4ページに記載しています。

各県立高校は、校内選定委員会を設置し、資料9ページから10ページにあります学校の教育目標・教科科目の目標や選定理由書を基に審議を行い、校長は校内選定委員会の審議を踏まえて、選定理由書等を県教育委員会に報告します。

各県立高校の校長の報告を受けて、事務局では提出された資料を確認し、必要

に応じて各県立高校へ指導、助言を行いました。その後、資料2ページの設置要項に基づき、8月20日に開催しました庁内の教科書採択委員会において、各学校の採択希望教科用図書について審議しました。

教科書採択委員会の結果を、本日の教育委員会で御審議していただくこととなります。以上が、県立高校の教科書採択の流れとなります。

次に7ページを御覧ください。採択希望教科用図書 種目別点数一覧(案)です。現行の学習指導要領に基づいて編集された文部科学省検定済・著作教科書の点数は、表の一番下にありますように、全部で783点あり、県立高校で選定した教科書の数はそのうちの581点(74.2%)になり、幅広く様々な教科書が選定されています。

11ページからは、各学校(全日制47校、全日制分校3校、定時制8校、通信制1校)から報告された採択希望教科用図書を学校別にまとめたものです。

例として、阿蘇中央高校について御説明します。ページは、30ページから31ページになります。阿蘇中央高校には、普通科、総合ビジネス科、農業食品科、グリーン環境科、社会福祉科と5つの学科が設置されていて、文部科学省検定済・著作教科書が、全部で100冊選定されています。30ページの中ほどを御覧ください。数学の数学Iの教科書が2冊選定されています。実際の教科書はお手元にあるとおりです。「新編 数学I」は普通科の教科書として選定されています。A版の教科書で、例題だけでなく応用例題も設けられています。選定理由書には「基礎から発展的な内容まで記載内容が充実している」等が挙げられています。「新 高校の数学I」は、普通科以外の4学科の教科書として選定されています。B版の教科書でイラストが多く、各節の初めに義務教育の学習内容の学び直しを行うことで基本的事項の定着を図り、高校の内容への移行につなげられるよう工夫がなされています。選定理由書にも「基本的な内容が丁寧に記載されている」等が挙げられています。

このように、同じ「数学I」でも、学校の教育目標に照らし、学科における生徒の実態等に応じて教科書を選定しています。

ここで、教科書は原則として「教科書目録」から選定することになっています。しかしながら、高等学校には多くの教科・科目があり、その全ての教科・科目に文部科学省検定済・著作教科書があるわけではありません。そのような場合、5ページに教科書関係法令を記載していますが、学校教育法附則第9条の規定により、一般に市販している図書で適切と認められたものを、教科書として使用することが可能となっています。

31ページ下段に阿蘇中央高校における「学校教育法附則第9条による教科用図書」を掲載しています。表の上から4つ目にある科目「測量」では、「農業測量」という一般図書を教科書として選定しています。この図書の表紙、目次、奥付の写しをお手元に配付しています。

県立高校の中で27校の学校が、一部の専門教科において「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」を選定されていて、その一覧は8ページにまとめています。

阿蘇中央高校を例に説明しましたが、最初に説明しましたとおり、各学校において教科書が適切に選定されているか、事務局において提出された約3000枚の選定理由書を確認し、必要に応じて指導、助言を行いました。

その後、8月20日に開催した「教科書採択委員会」において、各学校が選定した教科用図書について協議し、採択希望教科用図書として適切であると確認し

たところでは。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 吉井委員

それぞれの学校の教育目標と学校教育法附則第9条による教科用図書を見たときに、学校の特徴と一致していて、とても面白いなと思いながら見ていました。

質問ですが、23ページの岱志高校、64ページの球磨工業高校、79ページの八代農業高校の泉分校の3校がそれぞれ特色のあることをやっていて、岱志高校は美術・工芸コースで陶芸を選べる学校だったと思います。そして、球磨工業高校は伝統建築コース、八代農業高校の泉分校はグリーンライフ科があって、個性のある教育をされています。この中でそれぞれ陶芸や伝統建築、林業関係の教科書が見当たらなかったのですが、これは実践で補われるということですか。

## 高校教育課長

高校教育課です。今の御質問について、手元に全ての資料がありませんので正確な答えになるか分かりませんが、今回御審議していただいていますのは、文部科学省が設定した教科・科目における教科書選定についてです。多くの学校では文部科学省が設定した教科・科目以外で学校が独自に設定することができます。学校設定教科・学校設定科目という教科があります。そのような教科の中で、委員からありました芸術系の科目である場合はこの資料には挙がってきません。しかし、事務局で後日、使用される一般図書については適切であるか確認するという流れになっています。

## 吉井委員

ここに載っていないだけで教科書はあるということですね。

## 高校教育課長

開講します科目については原則、教科書はあります。

## 教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

## 教育長

ありがとうございました。

○議案第3号 「県立特別支援学校高等部における令和3年度（2021年度）使用教科用図書の採択について」

## 特別支援教育課長

特別支援教育課です。県立特別支援学校高等部における令和3年度（2021年度）使用教科用図書採択案について、御説明します。

提案理由については、県立学校における教科書採択の基本方針に基づいて、高等部における令和3年度の教科書を採択する必要があるためです。

はじめに、「資料1」を御覧ください。「1. 特別支援学校で使用する教科書及び2. 選定の手続き」について記載していますが、8月の教育委員会で御説明しました小・中学部用教科書採択の説明内容と同じものですので、説明は省略します。

それでは、資料2の「県立特別支援学校高等部における令和3年度（2021

年度)使用教科書(案)」を御覧ください。1ページには文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を使用する学校と、使用する教科書の種類数、また2ページには一般図書を使用する学校と種類数について示しています。

次年度は、鏡わかあゆ高等支援学校、かもと稲田支援学校の2校が開校しますので、高等部のない松橋東支援学校を除く、19校の採択案になります。

3ページから15ページまでが文部科学省検定済教科書の採択案となっています。特別支援学校高等部のうち、「盲学校、熊本聾学校、松橋支援学校、黒石原支援学校」は、知的障がいを伴わない生徒が在籍しています。この4校に在籍する生徒に対しては高等学校に準ずる教育課程を編成し、高等学校と同じ検定済教科書を使用しています。

それでは、5ページを御覧ください。こちらには盲学校が選定した検定済教科書を掲載しています。盲学校は、高等学校用の教科書目録に登載された教科書のうち、点字翻訳される原本として全国盲学校長会と全国盲学校普通教育連絡協議会で選定された教科書を選定しています。

8月に説明した同じ盲学校の小・中学部で使用するものについては、文部科学省が学識経験者等による専門部会を立ち上げ、その部会で点字教科書の基になる検定済教科書を原典と呼んで、その原典の選定から点字翻訳までの作業を行います。

検定済教科書の選定から点字翻訳までのプロセスの違いから、点字翻訳のもととなる教科書のことを小・中学部は「原典教科書」、高等部は「原本教科書」と呼び分けていることから、前回の小・中学部の際は備考に「原典」と表記していたものが、今回は「原本」という表記になっています。

次に、13ページには、知的障がい特別支援学校である「ひのくに高等支援学校」が選定した検定済教科書です。特別支援学校には、障がいの状態等により必要がある場合は、教育課程編成の特例として、下学年・下学部の教育内容を取り扱うことができるようになっていきます。ひのくに高等支援学校では、下学部の検定済教科書を使用するというので、小学校用の検定済教科書を選定しています。

なお、ひのくに高等支援学校については、次年度から文部科学省の委託である研究開発学校事業の指定を受け、小学校用の検定済教科書を使用した授業実践の開始に向け、小学校用の検定済教科書が新たに選定されています。

次に、16ページを御覧ください。ここからは、文部科学省著作教科書を選定している学校を掲載しています。文部科学省著作教科書は、特別支援学校用教科書目録に掲載されていて、小中学部用に文部科学省が編纂し、著作の権利を有するものです。高等部用に作られたものはありませんが、高等部に在籍する知的障がいのある生徒、また視覚障がい、聴覚障がい等に知的障がいを併せ有する生徒が使用する教科書として選定されています。

最後に一般図書について御説明します。53ページを御覧ください。こちらの19校が一般図書を選定していて、一般図書には、知的障がいのある生徒が使用する教科書に加えて、盲学校、熊本聾学校の専攻科で用いる教科書があります。

55ページを御覧ください。こちらは盲学校が選定した一般図書です。1番から43番の教科書は、重複障がいのある生徒が使用する図書として選定したものです。44番から72番までの教科書は、先ほど御説明しました検定済教科書を元に作られた点字教科書と拡大教科書です。73番から125番までは、高等部理療科などで使用する鍼、灸や按摩、指圧師としての知識や技能を習得するため

の専門的図書です。

本日は、見本本として拡大図書をお配りしていますが、併せて別紙資料3を御覧ください。弱視等の視覚障がいに応じて、検定済教科書の文字や図形を拡大して複製したもので、文字サイズの大きさフォント、見やすさ、学びやすさを考慮したレイアウトになっています。盲学校高等部で使用する各種目の拡大教科書については、点字教科書の原本教科書を拡大したものを使用しています。

59ページからは、熊本聾学校が選定した一般図書です。1番から81番の教科書は、聴覚障がいのある生徒に対する教育を行うため、視覚的に見やすく、内容を理解しやすい図書が選定されていて、これらには重複障がいのある生徒が使用するものも含まれています。また、聾学校高等部には理容師としての知識や技能を習得するための理容科を設置していることから、82番から92番まで、理容に関する専門図書を選定しています。

最後に、64ページを御覧ください。こちらは、知的障がいのある生徒に対する教育を行う学校である熊本はばたき高等支援学校が選定した一般図書です。13番の教科書「くらしに役立つ数学」について、実際の教科書はこちらですが、皆様にはカラー刷りの資料をお配りしています。

知的障がいのある生徒が、数や計算等に関する基本的な内容を理解し、日常生活に活かせる内容になっています。買い物や金銭管理、時刻など、身近な生活に関連させながら数や計算について学習できるよう授業を行います。また、67番からは「福祉」「流通・サービス」「家政」「工業」の教科書を選定しています。熊本はばたき高等支援学校には、卒業後の就労スタイルに応じた職業コースを設定しており、清掃作業、オフィス事務、喫茶サービス、介護などの学習に応じた教科書が選定されています。

以上、各校では、一人一人の実態に応じた選定に加え、各校の特色に応じた教育課程の違いにより、選定内容にも違いはありますが、教科ごとの目標を達成するに資する教科書について各校で調査研究を行い、生徒一人一人に合った教科書を選定しています。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

#### **教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### **教育長**

令和2年度から大きく変わったところは何かありますか。

#### **特別支援教育課長**

今年度からの大きな変更については特にありません。新しい学校ができて、そこに対応する教科書が加わったくらいです。

#### **櫻井委員**

特別支援学校でも教科書を勉強するためにICT機器を使っていると思いますが、その利用状況はどうですか。特にこの拡大教科書というのは、手で操作すれば拡大しますので、その方がいいのではないかと感じました。

#### **特別支援教育課長**

特に視覚障がい、聴覚障がいがある学校においては、そのようなICT機器を用いて以前から教育を行っています。教科書と並行して、目で見ながら耳で聞くという両刀使いがなかなかできにくい生徒なので、あらかじめ教師がパソコンで教科書をデジタル化して、それを大型のディスプレイに映し、教師の表情と一緒に見るという方向性を持って、毎日工夫して授業を行っています。

## 田浦委員

教科書とは直接関係ないのですが、視覚障がいや聴覚障がいのある生徒がもし休校になった場合にオンラインの授業は難しいと思うのですが、その辺りどのような対策が取られているのか教えてください。

## 特別支援教育課長

「今年度の休校期間中は多くの遠隔授業を活用した」と学校から報告を受けています。知的障がいのない生徒にとって授業の進路はとても重要です。例えば教師が話して、それがリアルタイムに家庭にいる生徒達のタブレット上に文字化されて活字で授業ができるような遠隔授業もテスト的に取り組んだと聞いています。そういう授業と対面の授業を併せて有効に活用できたと聞いています。

## 教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

## 教育長

ありがとうございました。

- 報告（１） 「県内各採択地区における令和３年度（２０２１年度）使用小学校及び中学校教科書の採択状況について」

## 義務教育課長

義務教育課です。県内各採択地区における令和３年度（２０２１年度）使用小学校及び中学校教科用図書採択状況について、御報告します。

８月３１日までに県内１１採択地区の全てにおいて採択事務が終了し、採択権者である市町村教育委員会での採択を経て、県教育委員会に報告がありました。

まず、小学校の令和３年度使用教科書については、本年度使用教科書と同一の教科書を使用する旨報告がありました。

次に、中学校の令和３年度使用教科書については、配布資料の一覧のとおりです。

今回採択された教科書が、前回採択された教科書と異なる場合は、前回採択された教科書発行者の略称を「備考欄」に記載しています。前回の採択と同一の場合は、空欄となっています。

今回採択された中学校の教科書は、令和３年度から令和６年度までの４年間使用することになります。

この採択結果については、今後、県教育委員会ホームページ及び県庁情報プラザにて公開する予定です。

御報告は以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

特にないようでしたら次に進みます。

- 報告（２） 「新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について」

## 学校安全・安心推進課

学校安全・安心推進課です。お手元の資料を御覧ください。

本調査は、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の不安や悩み等を把握し、

今後の施策に活かすために、本年6月の臨時休校明けから6月26日までの期間に、熊本市を除く県内公立小中学校及び義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校に実施したものです。今回は、不安や悩み等があると回答した児童生徒数等の調査結果を御報告します。

まずは、3の調査結果(1)を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等があると回答した児童生徒数は、32,323人で全児童生徒の28.7%を占めています。校種別では、不安や悩み等があると回答した児童生徒の割合が最も高かったのは32.2%の公立小学校で、続いて30.6%の公立中学校、20.5%の県立高等学校、17.8%の特別支援学校となりました。また、小中学校においては、教育事務所ごとの地域間による大きな差は見られませんでした。

次に裏面の(2)を御覧ください。不安や悩み等が多かった内容について各校種ごとに上位3項目を載せています。公立小学校及び特別支援学校においては、自分や家族が感染するのではないか、というような新型コロナウイルス感染症そのものに対する不安や悩み等が多くなっています。

また、公立中学校及び県立高等学校においては、学習に関する不安や悩み等が多くなっています。その他の項目の結果については、別添の参考資料を御覧ください。

次に(3)を御覧ください。これは、本年4月から6月26日までの間に行ったスクールカウンセラーによる面談状況について掲載しています。県全体でスクールカウンセラーの面談が1,836件行われていて、そのうち新型コロナウイルス感染症に関連する内容は、全面談の3.8%の70件でした。

また、スクールカウンセラーからの報告では、具体的な相談内容として、「新型コロナウイルス感染症の不安等からくる体調不良」、「臨時休校から学校再開における不安」、「コロナ禍における保護者の収入減と進学についての不安」等がありました。

最後に4の今後の対応についてです。新型コロナウイルスの感染拡大については、先の見通しが立たず、日常回復には程遠い状況にあり、長期的な心のケア等の支援が必要であると考えられます。スクールカウンセラーによるカウンセリングが必要と学校が判断した児童生徒については、継続的にスクールカウンセラーの面談を進めていきます。

また、相談内容によっては、本人を取り巻く環境改善のためにスクールソーシャルワーカーと連携を図っていきます。

さらに、不安や悩み等の内容が、校種によって異なるために、児童生徒の状況を担任及び養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や授業担当者による観察等を継続して行い、複数の教職員で丁寧かつ的確に把握して、校種ごとの実態に即した支援につなげていきます。

7月以降に県内の学校関係者において新型コロナウイルス陽性反応者が出ていることを踏まえ、本年10月に2回目のアンケートを実施予定です。

御報告は、以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 吉田委員

資料の1ページに棒グラフがありますが、このパーセンテージは調査票2(1)の回答ですか。



## 学校安全・安心推進課長

そうです。

### 吉田委員

小学校は32.2%、中学校は30.6%、高校は20.5%と高学年になるほど下がっていて、特別支援学校は17.8%です。この数値ですが、全体として少ない気がします。昨今の状況下で不安や心配がないかと問われれば、もっとたくさん出るのが自然だと思います。

この数値を前提にすれば、不安がないと回答した理由を知りたいですね。それは知識がないからなのか、それとも十分な知識があった上で不安がないのかといったことです。こうしたことがわかれば今後の参考になるはずですが、不安があるとの回答割合が少ないから大丈夫ではなく、児童生徒の実情を把握してほしいと思います。家族でしっかりと話をして大丈夫だと思っているから不安がないのか。あるいは、そもそもそんな会話もなく、事実を知らないから不安がない子どもがいるかもしれません。

もう一つ、調査票の3。「今、思っていること、考えていることを書いてみよう。絵でもいいよ。」とありますが、ここはどのくらいの回答がありましたか。

## 学校安全・安心推進課長

3のフリー記述のところですが、学校数までの集計は出来ていません。

### 吉田委員

仮に書かれているのが少数だとしても、その内容から書かなかった子ども達の現状を知る手がかりになると思います。養護教諭やスクールカウンセラーの方も一緒に検討していただくといいですね。自由記述はまとめるのに時間がかかって大変ですが、十分に活用できる情報が得られると思います。

### 木之内委員

児童生徒がどう言っても影響は大きいと思います。今後、最大の懸念は本人達が自覚しているかどうかは別にして、進路の部分で大きな影響が出てくると思っています。例えば、ゆとり世代はそこまで大きな変化でなくても、現代社会の中でいろいろと言われているわけです。それが極端なことを言って、通常の学校で本来だったら友達を作る、修学旅行や文化祭等含めてあるはずのものができない、ということによる具体的な影響の部分在今后、進学の問題、家庭の収入の問題につながると思います。大学にいても収入面等による休学や退学をする学生もいます。これは児童生徒に対するアンケートですし、まだ確実な要素はないと思いますが、具体的な今後に関与するものについて何か調査をしようとしているのか、影響についてどのように捉えているのか、分かれば教えてください。

## 学校安全・安心推進課

今、委員の御指摘の点については吉田委員の御指摘とも関連しますが、6月の臨時休校明けから6月26日までの期間で、学校がこのアンケートを取っています。学校の臨時休校明けには、学校種問わず、全ての学校において各担任等での相談期間、個別面談期間等も設けています。このアンケート結果の調査をもとに、さらに担任や学年でカウンセリングや面談等をして、そうした背景については聞き取りをしています。その結果を踏まえ、今後、特に中学校3年生や高校3年生が悩む進路のことも含め、学習、様々な学校行事のことに対する不安も学年が高くなるほど割合も上がっていますので、その影響等はしっかりと学校と連携をしながらスクールソーシャルワーカーの支援や緊急派遣の相談員の派遣等も含めてしっかりと支援をしていきたいと考えているところです。

## 木之内委員

学校内のことについては当然ですが、教育委員会として随時必要なのは、こういうことをこういう形で出来るだけ影響がないように努力しています、というのを産業界や一般の方々に対して、積極的に出していくことだと思います。どういう出し方をするかは工夫が必要だと思いますが、一般の方々に教育委員会としていろいろな対応をしているということが見えてくると、社会全体としての新型コロナウイルスに対する不安を和らげることにもなりますし、それがゆくゆくは児童生徒にとっての不安解消にもつながると思います。もちろん、内を向いていることが児童生徒にとって一番大切ですが、今回は社会全体の問題なので、教育委員会としては社会に対する対応もいろいろな形で考えていただければと思います。

## 学校安全・安心推進課

木之内委員から御指摘のありました点については、関係課とも連携をしていきます。特に高校教育課では産業教育審議会も持っていますので、そのような審議会の機会においても、このような形で教育委員会が児童生徒の不安を掴んで支援をしていますとお伝えできればと思います。本年度、就職試験等も1カ月後ろ倒しになっています。そのようなことも関係課と連携しながら様々な機会に発信をしていきたいと思っています。以上です。

## 教育長

他にありますか。櫻井委員。

## 櫻井委員

せっかく調査をされたようですが、これを学校内でどういう形で情報共有がされているのでしょうか。例えば、ホームルームでこの結果について一緒に分析をするというようなことはしていますか。先ほど吉田委員からもありましたように、不安がない子どもが多すぎるというのは、私もこの結果を見て初めて分かったことがありました。例えば、体育館で試合の前に生徒が円陣を組んでいた事例で考えますと、これはどう考えてもダメだろうと思いましたが、生徒が不安に感じていないからしているだけかもしれませんよね。頭ごなしに怒るのではなくて、きちんと情報を伝えて、さすがに円陣はダメだろうと感じるような場を作った方がいいと思います。ぜひ調査結果についてのディスカッションを先生と子ども達でできるような時間を作られた方がいいのではないのでしょうか。

## 吉井委員

不安や悩みはそれぞれ皆さんお持ちでしょうが、それが表に出ない人やコロナに関する不安や悩みの他にも学校に対する不安を持っている人もいます。不登校の児童生徒等はますます学校に行きづらい状況ができつつあるかもしれません。その配慮もしていただきますようそれぞれの学校にお伝えくださいますようお願いいたします。

## 教育長

他になにかありますか。

今、各委員から貴重な御意見をいただきました。まず、記述式については今後しっかりと分析等をしていただければと思います。そして、このアンケート結果を学校内、クラスでしっかりと情報共有し、ディスカッションをしてほしいという御意見もありましたので、そういった御意見も学校現場に伝えていただければと思います。産業界をはじめ、社会に、県民に対して情報の発信をしっかりして欲しいという御意見もありました。また次回、10月にアンケートを行う予定とい

うことですので、今の御意見等も踏まえながら次回のアンケートの設問等工夫していただければと思います。

## 教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かございますか。

引き続き今後ともよろしく申し上げます。

## 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和2年（2020年）10月15日（木）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午後2時から。

## 7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前10時45分。